## (記入例)

請求日 令和 年 月 日

袖ケ浦市長 粕谷 智浩 様

施設等利用費請求書(償還払い用第4期(1月~3月利

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動

【令和7年4月~令和7年6月分請求 記入しないでください。

記入しないでくださ

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用負の福内について、 下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、袖ケ浦市内に居住していることを袖ケ浦市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを袖ケ浦市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を袖ケ浦市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を袖ケ浦市が確認すること。
- 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

עמאן שאיטשנין בויינו יניי אמטע בו בויינו יניי אמטע בו (בויינו יניי אמטע					
フリガナ ソデガウラ タロウ	- 認定	生年月日	昭和62 年	4 月 2	日
氏 名 袖ケ浦 太郎 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子ども との 続柄	現 袖ケ浦市住所 電話:	市坂戸市場〇丁目 012-3456-789		
<b>満3歳児:3号 3~5歳児:2</b>	号	施設等利用	用給付認定通知書	に記載の認知	官番号
法第30条の4の認定種別 ☑ 第2号 □	第3号 認定	番号 0123	456		
<b>生</b> 年月日 <b>令和 2</b> 年 <b>3</b> 月	31 日フリ	ガナ ソデガウ	ラ イチロウ		
<b>令和7</b> 年4月1日~ <b>令和7</b> 年6月30日の間 <ul> <li>☑ 現住所のとおり</li> <li>□ 転入した</li> <li>□ 転出</li> </ul>	の住所     はした	名 袖ケ浦	一郎		
上記で転入または転出に該当した場合は	は転入・転出日	を記入	年	月	日
3. <b>償還払いの振込先を記入してください(</b> ② 公金受取口座を利用する(利用する場合 公金受取口座を登録していない方は、マ ☑ 振込口座を指定する(※1)	なりとううが とは口座情報 イナな	請求者)」に記載	込は、「1. 施設等 されている方が、 を済ませている場	マイナポー	タルへの
金融機関名			目 図 普通	□ 当座	
ガウラ 銀行・信用金庫 農協・信用組合	袖ケ浦(支が	店 口 座 番 所 口座名義(カタス	号 1 2 3 nナ) ソデガ	4 5 ウラ タロ	6 7 ウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リガ	゛ナ	ガウラホイク	エン				<b>=</b> 12	3-1234	i			
	施事	設業	•	ガウニ(4)	5国	所	在	地神	袖ケ浦で	市坂戸市均	場△丁	「目〇番地	<b>!</b>	
(I)	事	業	設・					電話:	1234-	56-	<b>7890</b>			
		契約し	てい	ヽる利用料※2	□月額		円口	日額			円 🗹	時間額	400	円
	フ	リガ	`ナ						₸					
2	施事	設	•			所	在	地						
(a)	事	業	名						電話:					
		契約し	てい	∾る利用料※2	□月額		円口	日額			円口	時間額		円
	フ	リガ	゛ナ						₹					
3	施事	設	•			所	在	地						
	事	業	名						電話:					
		契約し	てい	∖る利用料※2	□月額		円口	日額			円口	時間額		円

4	フ施事	リ ガ 設 業	ナ・名			所	在	地	〒 電話:			
		契約し	てい	√る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						Ŧ			
5	施事	設業	•			所	在	地				
	争	<b>業</b>	名						電話:			
		契約し	てい	ふ利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						₹			
6	施事	設業	•			所	在	地				
0	事	業	名						電話:			
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当 該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額 相当分を記入して下さい。

## 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)	
令和7年4月	<b>38</b> ,000 円	円	<b>38</b> ,000 円	<b>37</b> ,000 ⊟	<b>37</b> ,000 ⊟	
令和7年5月	<b>35</b> ,000 円	円	<b>35</b> ,000 🖽	<b>37.000</b> ⊟	<b>35</b> ,000 ⊟	
令和7年6月	<b>38,800</b> 円	円	<b>38,800</b> 円	<b>37</b> ,000 ⊢	<b>37.000</b> □	
				請求額の合計	109,000 H	

※3 上記で記入した特定子ども・子育て支援の提供に係る支援提供証明書兼領収確認証明書添付してください。 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員がごった活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期 料の月額相当分を算定してください。(小数点 金額については、訂正印での修正ができません ので、記入の際はご注意ください。

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合 月途中で認定期間が終了する又は開始される場 す。 金額が間違っていた場合、再度請求書を記入し ていただきます。

・月途中で認定期間が終了する場合、 又は別の市町村へ転出する場合の限度額:37,

・月途中で認定期間が開始される場合、

マは別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数